

落札後の手続き（自動車）

- 1 岡山市に電話などで落札したことを連絡してください。
 - (1) 岡山市は入札終了後に、落札者（最高価申込者）（以下、買受人という）に対して、あらかじめ「Yahoo! JAPAN ID」で認証されたメールアドレスへ、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、岡山市の連絡先などのご案内を電子メールで送信します。
 - (2) この電子メールのご案内は、入札終了日に送信します。入札した「Yahoo! JAPAN ID」でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールのご案内が届いていない場合は、同じ画面で「落札後連絡先」を確認してご連絡ください。
 - (3) 電子メールに記載されている岡山市の連絡先に電話で連絡をしてください。公売物件の売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など、今後の手続きについて担当職員がご説明します。
- 2 買受代金の納付
 - (1) 納付していただく金額
$$\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{公売保証金額}$$
 - ※ 上記以外に必要な書類の郵送料、振込み手数料、その他所有権移転などに伴う費用は落札者の負担となります。
 - (2) 買受代金の納付期限までに、岡山市が買受代金の納付を確認できるように一括で納付してください。
 - (3) 買受代金の納付期限は、岡山市から送信する電子メールまたは公売物件詳細画面でご確認ください。
 - (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。
 - ア 口座振込による納付
 - ※ 岡山市から電子メールで振込する口座情報などをお知らせします。
 - ※ 振込手数料は、買受人のご負担となります。
 - イ 現金書留の送付による納付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）
 - ※ 現金書留の郵送料などは、買受人の負担となります。
 - ウ 現金または銀行振出小切手を直接持参して納付
 - ※ 銀行振出の小切手は、岡山手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。
 - ※ 受付場所は、岡山市財政局収納課特別滞納整理係となります。
 - ※ 受付時間は、午前9時から午後5時までです。（土・日・祝日・年末年始を除く）
 - (5) 買受代金の納付期限までに、岡山市が買受代金の納付を確認できない場合は、買受人はその公売物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収されます。
 - (6) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や公売物件の引渡しを受ける場合は、「5 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご確認ください。

3 必要書類の提出

(1) 落札後に以下の書類を岡山市に提出してください。

※ 必要書類の提出先は、落札後に岡山市から買受人へ送信する電子メールをご確認ください。

ア 岡山市が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの

イ 買受人が個人の場合は、公的機関が発行した住所証明書(住民票など)

ウ 買受人が法人の場合は、法人の商業登記簿謄本など

エ 所有権移転登録請求書

オ 買受人の印鑑証明書(発行後3ヵ月以内のものに限ります)

カ 自動車保管場所証明書

キ 移転登録等申請書(第1号様式(OCRシート))

ク 自動車検査登録印紙(500円)を貼付した手数料納付書

ケ 郵便切手1,500円程度(登録嘱託書の郵送料など)

※ 郵便切手は、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局が中国運輸局岡山運輸支局以外の場合のみ必要となります。

(2) 必要書類は、郵送もしくは岡山市に直接持参してください。

※ 郵送料などは買受人の負担となります。

(3) 買受人ご本人以外(代理人)が買受代金の納付や公売物件の引渡しを受ける場合は、「5 代理人が落札後の手続きを行う場合」をご確認ください。

4 公売物件の引渡

(1) 岡山市の案内にしたがい、公売物件の引渡しを受けてください。

(2) 岡山市は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続(移転登録等の嘱託)を行います。

(3) 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局が中国運輸局岡山運輸支局以外の場合は、差押抹消登録・移転登録などの嘱託は郵送で行います。

(4) 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局が前所有者(現在登録を受けている所有者)と異なる場合は、買受人ご本人が、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

(5) 買受代金を納付する時に公売物件の引渡しを受けない場合は、「保管依頼書」を提出してください。

(6) 引渡場所は、原則、物件詳細画面の「保管場所」となります。

(7) 詳細は、落札後にいただく電話などでご説明します。

5 代理人が落札後の手続を行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売物件の引渡しを受けることができない場合は、代理人がそれらの手続を行うことができます。

代理人が手続を行う場合は、買受人ご本人が手続をする場合に必要な書類の他に、以下の書類を岡山市に提出してください。

ア 委任状（岡山市ホームページより様式を印刷し記入、押印してください）

イ 買受人本人の印鑑証明書（発行後3ヵ月以内のものに限ります）

ウ 代理人が岡山市に来庁する場合は、代理人の免許証などの本人確認書類

※ 買受人が法人の場合で、その法人の従業員が買受代金の納付または公売物件の引渡しを受ける場合は、その従業員が代理人となります。